

会 議 結 果

会 議 名	第2回 尾三衛生組合 廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会
日 時	令和7年9月11日(木) 午後3時から午後5時30分まで
場 所	尾三衛生組合エコサイクルプラザ棟3階研修室1
出 席 者	<p>【審議委員】</p> <p>小林 敬幸(委員長)、小島 義弘(副委員長)、原 理史、武田 輔之 鈴木 功、岩田 芳信、加藤 達雄、加藤 慎司、原田 久三、水野 美門</p> <p>【事務局】</p> <p>池野事務局長、総務課(福島次長) 業務課(坂野次長、田中課長、水野課長補佐、増田係長)</p>
欠 席 者	なし
傍 聴 者	3名
議 題 等	下記のとおり
<p>1 開会</p> <p>委員長より、第2回尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の開催が宣言された。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 第1回検討審議会 会議要旨及び意見募集状況の確認について</p> <p>・質疑応答及び意見</p> <p>(委員長)</p> <p>検討審議会の議事内容と策定スケジュールの資料において、令和7年9月の欄に「説明」との記載が追加されているが、これはどういう意味か。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日の検討審議会の議題(3)その他として、「ごみ処理方式の選定について」と「事業方式(PFI等導入可能性調査)について」を説明することを示しています。</p> <p>(委員長)</p> <p>住民から寄せられた意見は1名によるものか。また、これに対する回答は組合のホームページ等で公開されるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>ご意見は1名の方からいただいたものです。ご意見への回答についても、本日の検討審議会資料として、ホームページ上で公開する予定です。</p> <p>(委 員)</p> <p>環境影響評価のスケジュールと、本検討審議会における基本計画の策定スケジュール</p>	

の関連性について、改めて説明いただきたい。

(事務局)

基本計画で定めた施設の諸元を基に環境影響評価の予測評価を行います。スケジュール上、予測評価の結果を基本計画そのものに詳細にフィードバックすることは難しいですが、令和9年度から10年度にかけて行う事業者選定の段階で、環境への配慮を盛り込んだ契約とすることを予定しています。

(委員)

予測評価の結果次第では、基本計画の見直しという事態になりかねないということに配慮して、基本計画段階でも環境保全計画を検討していく必要があると考える。方法書の段階で、調査項目の設定のための簡易な予測を行うと思うので、それらの内容は基本計画にきちんとフィードバックして進めていただきたい。

(2) 検討事項（継続審議）

ア 処理対象物及び施設規模について

- ・質疑応答及び意見

(委員)

まず、基本構想と基本計画の位置づけを教えてください。基本構想時と今回の基本計画案とで、新可燃ごみ処理施設の施設規模が208 t/日から187 t/日へと減少している。この変更理由について、分かりやすく説明いただきたい。

(事務局)

基本構想は令和6年3月に組合が策定した事業の大枠であり、基本計画でより詳細な検討を進めています。今回の施設規模の変更は、主に算出方法の見直しによるものです。具体的には、従来の焼却量ベースの算出から、直近5年間の実績を踏まえた搬入量ベースの算出へと変更し、これまで粗大ごみとして計量されていた「手選可燃物」を可燃ごみ処理量に加えるなど、より実態に即した算出を行った結果、計画ごみ処理量が変更となりました。また、施設規模の算出方法について、環境省の通知に従い稼働日数が増える等の変更も加えています。

(委員)

将来のごみ量を推計して施設規模を設定しているとのことだが、処理が追い付かないことはないか。少し余裕を見て、大きめにしておく必要はないのか。

(委員)

施設規模を大きくするとそれだけ建設費も維持管理費も大きくなるが、国は必要最低限しか補助金は出さないことになっている。また、国も組合としてもリサイクル等を推進してごみ量を減らしていく方針である。せっかく作るなら大きめのものという気持ちも分かるが、そういった背景で、実績を踏まえて適切な大きさを施設規模を設定することになっている。

(委員)

現状の施設の処理能力はどの程度か。

(事務局)

現在の処理能力は、可燃ごみ処理施設が 200 t/日、粗大・不燃ごみ処理施設が 55 t/日です。粗大・不燃ごみについては、家電リサイクル法施行後に搬入量が大きく減少し、現在、破砕機の稼働は週 1 日程度となっています。年間約 1,142 t、一日あたり約 4t 弱の処理量となっています。これを踏まえると、計画している 11 t/日という規模は妥当であると考えています。

(委員)

剪定枝のリサイクルについては、将来的な検討を継続することだが、これは事業者選定時の要求水準書に盛り込まれるのか。

(事務局)

現時点では、剪定枝リサイクルの確約がないため、事業者選定の要求水準書にを明記する予定はありません。将来的な資源化の可能性については、既存施設解体後の跡地利用計画と併せて継続して検討していきます。年間約 3,600 t の剪定枝が搬入されている現状を踏まえ、構成市町と協議の上、資源化の是非やコスト面も慎重に考慮し、検討を進めたいと考えています。

(委員)

将来的にリサイクルが推進され、搬入されるごみ量が減少した場合でも、施設の安定稼働に支障はないか。

(事務局)

ごみ質の変動には十分対応できるよう、水分を多く含み燃えにくい生ごみ等の低質ごみから、プラスチック類等の燃えやすい高質ごみまで、幅広いごみ質に対応可能な施設設計を事業者に要求します。ごみ量については、一般に施設の処理能力の約 7 割の負荷までは助燃剤を使用せずに安定燃焼が可能であるため、ごみ量が多少減少しても対応可能と考えています。

(委員)

可燃ごみ排出量の将来推計値について、実績値は減少傾向にあるにもかかわらず、推計値は将来的にほぼ横ばいで推移しているのはなぜか。また、可燃ごみの令和 5、6 年度の実績値と推計値が乖離している理由を伺いたい。推計値よりも実績値が約 2,000 t 小さいため、施設規模が過大となってしまうのではないか。

(事務局)

令和 6 年度までの実績値ではごみ減量化が進んでいますが、推計に用いているデータは、将来的な人口増加を予測している構成市町のごみ処理基本計画値を基にしているため、このような傾向となっています。

可燃ごみの令和 5、6 年度の実績値と推計値の乖離については、プラスチック分別の影響や生ごみが減少していることが挙げられますが、具体的な要因についてはよく分かっていません。構成市町とともに分析を進めています。

施設規模が過大となってしまうのではないかとという点については、実績データがまだ

2か年分と少ないことから、現時点での推計値の大きな見直しは行わず、来年度に予定されている構成市町のごみ処理基本計画改定の内容を踏まえ、改めて精査する方針です。

(委員長)

処理対象物について、新たに処理対象物とする破砕不燃物とは具体的にどのようなものか。

(事務局)

リサイクルプラザに搬入されたごみを破砕し、鉄類やアルミ類を取り除いたあとの残りであり、プラスチック片やガラス、陶器、砂等が含まれます。

・採決

処理対象物及び施設規模について、事務局提案の内容で採決した結果、委員全員一致で承認した。

イ 環境保全計画について

・質疑応答及び意見

(委員)

排ガス基準値は、1時間平均値など、その運用における時間スケールを明確にすべきである。また、ダイオキシン類や水銀は連続測定ではないと認識しているが、その場合の基準値の定義はどのようになるのか。

(事務局)

既存施設では、主要な排ガス項目は1時間平均値で管理しており、自主基準値を超えないよう運転制御を行っています。ご指摘のとおり、ダイオキシン類と水銀は定期的に試料を採取し分析する方法で測定しており、その測定結果が基準値を下回ることを確認いたします。

(委員長)

今後の資料においては、各基準値の定義や測定頻度について明確に記載するようお願いしたい。

(委員)

窒素酸化物の自主基準値(70ppm)の設定根拠について、「近隣施設(無触媒脱硝)の状況を参考に」との記載があるが、該当する施設が少ないため、この表現は根拠としてやや弱い印象を受ける。削除してはどうか。

(事務局)

70ppmという数値は、無触媒脱硝法で安定的に達成可能な濃度であること、また建設予定地のスペースの制約から触媒脱硝法の採用が難しいこと、さらに薬剤コスト等も総合的に勘案して設定したものです。

(委員長)

委員からのご提案と事務局の回答を受け、当該記載は削除する方向で修正をお願いし

たい。

(委員)

二酸化炭素 (CO₂) の排出について、カーボンニュートラルの観点から質問したい。バイオマス由来の CO₂ は排出量から相殺されるのか。また、発電による CO₂ 削減効果や、将来的な CO₂ 回収技術の導入可能性について見解を伺いたい。

(委員長)

生ごみ等のバイオマス由来の CO₂ は、元々植物が光合成で吸収したものであるため、カーボンニュートラルと見なすことができます。一方で、プラスチック等の化石燃料由来のものは純粋な排出となります。将来的には、CO₂ 回収技術の導入検討や、プラスチックリサイクルの更なる推進が地球温暖化対策として重要になると考えられます。

・採決

環境保全計画について、事務局提案の内容（窒素酸化物基準値の記載修正を含む）で採決した結果、委員全員一致で承認した。

(3) その他

ア ごみ処理方式の選定について

・質疑応答及び意見

(委員長)

二次審査の点数評価を行った後、具体的にどのようにしてプラントメーカーを決定するのか。

(事務局)

この評価は処理方式の選定を行うものであり、プラントメーカーを直接決定するものではありません。

(委員)

各処理方式について、それぞれ何社程度のメーカーから技術提案が見込まれるか。また、複数社から提案があった場合、点数評価はどのように行うのか。

(事務局)

シャフト炉式ガス化溶融方式は1社のみとなる可能性があります。ストーカ式焼却方式など他の方式では複数社からの提案が見込まれます。評価にあたっては、メーカーごとに提案内容に差があることも想定されるため、最小値、最大値、平均値などを示し、幅を持たせた形で評価を進めたいと考えています。

(委員)

焼却灰等の最終処分先の確保は大きな課題であるが、これは評価項目に含まれているか。

(事務局)

二次審査の評価項目における「⑤受入先の確保」と「⑥最終処分量」が、その評価に該当いたします。

(委員長)

処理方式は最終的に1つに絞り込むのか、あるいは複数案を残す可能性はあるか。

(事務局)

可能な限り、処理方式は1つに絞り込みたいと考えています。例えば、ストーカー式（埋立処分が主）と溶融方式（全量資源化が主）の両方を残した場合、最終処分の方針が大きく異なり、コスト比較等が複雑になるためです。評価点に大きな差があれば1つに絞り、僅差であれば改めて本審議会でご審議いただきたいと考えています。

(委員長)

「ごみ処理方式の選定について」は、説明のあった評価項目を基にプラントメーカーにアンケート調査を実施し、次回来年4月に予定されている第3回検討審議会から本格的な検討を開始する予定ということで了解した。

イ 事業方式（PFI等導入可能性調査）について

(委員長)

処理方式のアンケートと事業方式のアンケートは同時に行うのか。

(事務局)

同時にプラントメーカーへ調査を依頼いたします。

(委員)

事業方式も最終的にこの検討審議会で決める方向か。処理方式に加え事業方式も決めてしまうと、メーカーが絞り込まれて競争性が損なわれる懸念はないか。

(事務局)

組合としては競争性を非常に重視しています。市場調査の中で、参入意欲や希望する事業方式を確認し、参入意欲の多くある事業方式を選定していきたいと考えています。昨今、DBO方式は多くのメーカーが参入意欲を示すため、仮にDBO方式となった場合には、事業方式を選定したことでメーカー数が少なくなることはないと考えています。

(委員長)

本日の審議会では、事業方式については、検討手順とアンケートを実施していくという確認で、評価の方法等についてはその後の手続きとすることによろしいか。また、公設公営方式は基本的に採用しない方向でよいか。

(事務局)

ご認識のとおりです。

(委員長)

「事業方式（PFI等導入可能性調査）について」は、説明のあった調査項目を基にプラントメーカーにアンケート調査を実施し、来年9月に予定している第5回検討審議会か

ら、本格的な検討を開始する予定とする。

3 その他

- ・次回の検討審議会は、令和8年4月頃の開催予定とし、具体的な日程は令和8年1月頃に調整する。
- ・次回の検討審議会は、検討事項である「ごみ処理方式の選定について」は、プラントメーカーからのアンケート結果の内容が含まれたため非公開とし、報告事項のみ公開とする。

4 閉会